

◎新潟県告示第960号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成26年1月17日新潟県告示第37号により指定した要措置区域の一部について指定を解除する。

平成27年7月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 指定を解除する要措置区域

五泉市赤海二丁目212番2の一部、214番1の一部、214番2の一部、219番2の一部、219番3の一部、219番4の一部及び266番2の一部

2 指定を継続する要措置区域

五泉市赤海二丁目219番2の一部及び266番2の一部

3 1の区域において、土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号（以下「規則」という。））で定める基準に適合していなかった特定有害物質の種類

1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はトリクロロエチレン

4 2の区域において、規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シス-1,2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン

5 講じられた指示措置等

土壤汚染状況調査の追完により、1の区域の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため。